

平成30年12月21日

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引等停止命令（15か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（15か月）について

- 消費者庁は、「w i l l f o n」と称するテレビ電話（以下「ウィルフォン」といいます。）専用のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリであって、ウィルフォンに当該アプリケーションをインストールするために使用されるもの（以下「本件商品」といいます。）の連鎖販売業者であるW I L L 株式会社（本社：東京都渋谷区）（以下「同社」といいます。）に対し、平成30年12月20日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第39条第1項の規定に基づき、平成30年12月21日から平成32年3月20日までの15か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含む。申込受付も同じ。））、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件取引等停止命令」といいます。）。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。
- ① 同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」といいます。）について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」といいます。）は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為を、同社は特定商取引法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に関する事項であって連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき故意に事実を告げない行為及び特定商取引法第37条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月21日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。
 - ② 同社は、前記①の違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件取引等停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛

てに文書により報告すること。

- ③ 同社は、平成30年12月20日までに同社の行う本件商品を販売する本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」といいます。）を締結した全ての相手方に対し、以下の事項を平成31年1月21日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

（ア） 本件取引等停止命令の内容

（イ） 前記①及び②の指示の内容

（ウ） 同社が行う、本件商品をウィルフォン本体のUSBポートに差し込むことにより本件商品からアプリケーションをインストールしたとされるウィルフォンをホテル等に貸し出す賃貸事業（以下「ウィルフォン賃貸事業」といいます。）について、少なくとも平成28年7月から平成30年7月までの間、常に、同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数に比べて、同社が第三者に賃貸しているウィルフォンの台数が著しく不足しており、平成30年8月6日時点で同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数は合計53万560個であったが、平成30年8月末時点で同社が第三者に賃貸しているウィルフォンの台数は合計9350台であったこと。

（エ） 同社が行うウィルフォン賃貸事業において、第三者にウィルフォンを賃貸して利用させる方法として、本件商品内のアプリケーションをインストールして賃貸する方法のほか、本件商品を介さずに、アプリケーションの元データを直接ウィルフォンにインストールして賃貸する方法があり、ウィルフォン賃貸事業を行うに当たり、本件商品は必ずしも必要ではなかったこと。

（オ） 同社は本件連鎖販売契約の締結について勧誘を行うに際し、前記（ウ）及び（エ）の事実を告げるべきであったにもかかわらず、故意に告げていなかったこと。

- ④ 平成27年度から平成30年度までの年度ごと（平成30年度分については11月末まで）の以下の事項を含む同社の業務状況について、平成31年2月20日までに消費者庁長官宛てに文書により報告した上で、前記③と同様の相手方に対して文書により通知すること。

（ア） 同社が販売した本件商品の個数

（イ） 同社が賃借した本件商品の個数

（ウ） 同社が受け取った本件商品の売上収入の総額

（エ） 同社が支払った本件商品の賃借料の総額

(オ) 同社が賃貸したウィルフォンの台数

(カ) 同社が受け取ったウィルフォンの賃貸料の総額

- 認定した違反行為は、氏名等の明示義務違反、連鎖販売業に関する事項であって連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知及び契約書面の交付義務違反（記載不備）です。
- また、消費者庁は、同社の「会長」と称され同社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）である大倉満、同社の代表取締役中井良昇、取締役本田欽也、取締役小池勝、取締役小林京子及び取締役赤崎達臣に対し、本日までに、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、平成30年12月21日から平成32年3月20日までの15か月間、前記取引等停止命令により同社に対して取引等の停止を命じた範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 同社に対する取引等停止命令及び指示の詳細は別紙1、大倉満、中井良昇、本田欽也、小池勝、小林京子及び赤崎達臣に対する業務禁止命令の詳細は別紙2～7のとおりです。

- 1 同社は、本件商品を販売するとともに、ウィルフォン賃貸事業を行い、紹介料等を收受し得ることをもって、本件商品の販売をあっせんする者を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う取引を行っています。当該紹介料等は特定商取引法第33条第1項に規定する特定利益（以下「特定利益」といいます。）に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」といいます。）に該当することから、同社は特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売業を行っているものと認められます。
- 2 消費者庁が認定した同社の違反行為は別紙1のとおりです。
- 3 また、同社の「会長」と称される大倉満は、同社の取締役として登記されていないものの、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた連鎖販売取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果た

していました。

さらに、同社の代表取締役中井良昇、取締役本田欽也、取締役小池勝、取締役小林京子及び取締役赤崎達臣は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた連鎖販売取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙 1)

W I L L 株式会社に対する行政処分概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称 : W I L L 株式会社 (法人番号 5 0 1 1 0 0 1 1 0 7 5 9 6)
- (2) 代 表 者 : 代表取締役 中井 良昇
- (3) 所 在 地 : 東京都渋谷区恵比寿南 1 - 1 - 1 0
- (4) 資 本 金 : 9 0 0 0 万円
- (5) 設 立 : 平成 2 7 年 1 0 月 1 日
- (6) 取引類型 : 連鎖販売取引
- (7) 取扱商品 : 「w i l l f o n」と称するテレビ電話 (以下「ウィルフォン」という。) 専用のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型 U S B メモリであって、ウィルフォンに当該アプリケーションをインストールするために使用されるもの (以下「本件商品」という。)

2 事業概要

W I L L 株式会社 (以下「同社」という。) は、本件商品を販売するとともに、本件商品をウィルフォン本体の U S B ポートに差し込むことにより本件商品からアプリケーションをインストールしたとされるウィルフォンを、ホテル等に貸し出す賃貸事業 (以下「ウィルフォン賃貸事業」という。) を行っていた。

同社は、紹介料等を収受し得ることをもって、本件商品の販売をあっせんする者 (以下「会員」という。) を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う取引を行っている。当該紹介料等は特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第 3 3 条第 1 項に規定する特定利益 (以下「特定利益」という。) に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担 (以下「特定負担」という。) に該当することから、同社は特定商取引法第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売業を行っていた。

3 行政処分の内容

- (1) 取引等停止命令
 - ア 内容

連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

- ① 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- ② 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ③ 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

平成30年12月21日から32年3月20日まで（15か月間）

（2）指示

ア 勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為を、同社は特定商取引法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に関する事項であって連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき故意に事実を告げない行為及び特定商取引法第37条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月21日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ 同社は、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の取引等停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ 同社は、平成30年12月20日までに同社の行う本件商品を販売する同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）を締結した全ての相手方に対し、以下の事項を平成31年1月21日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

（ア）前記（1）の取引等停止命令の内容

（イ）前記ア及びイの指示の内容

（ウ）同社が行うウィルフォン賃貸事業について、少なくとも平成28年7月から平成30年7月までの間、常に、同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数に比べて、同社が第三者に賃

貸しているウィルフォンの台数が著しく不足しており、また、平成30年8月6日時点で同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数は合計53万560個であったが、平成30年8月末時点で同社が第三者に賃貸しているウィルフォンの台数は合計9350台であったこと。

(エ) 同社が行うウィルフォン賃貸事業において、第三者にウィルフォンを賃貸して利用させる方法として、本件商品内のアプリケーションをインストールして賃貸する方法のほか、本件商品を介さずに、アプリケーションの元データを直接ウィルフォンにインストールして賃貸する方法があり、ウィルフォンの賃貸事業を行うに当たり、本件商品は必ずしも必要ではなかったこと。

(オ) 同社は本件連鎖販売契約の締結について勧誘を行うに際し、前記(ウ)及び(エ)の事実を告げるべきであったにもかかわらず、故意に告げていなかったこと。

エ 平成27年度から平成30年度までの年度ごと(平成30年度分については11月末まで)の以下の事項を含む同社の業務状況について、平成31年2月20日までに消費者庁長官宛てに文書により報告した上で、前記ウと同様の相手方に対して文書により通知すること。

- (ア) 同社が販売した本件商品の個数
- (イ) 同社が賃借した本件商品の個数
- (ウ) 同社が受け取った本件商品の売上収入の総額
- (エ) 同社が支払った本件商品の賃借料の総額
- (オ) 同社が賃貸したウィルフォンの台数
- (カ) 同社が受け取ったウィルフォンの賃貸料の総額

4 処分の原因となる事実

同社は、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、特定商取引法第38条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがある」と認められたほか、特定商取引法第39条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがある」と認められた。

(1) 氏名等の明示義務違反(特定商取引法第33条の2)

勧誘者は、遅くとも平成30年2月頃以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「ランチしない。」「旅行に行きましょう。」などと告げるのみで、特定商取引法第33条第2項に規定する統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結に

ついて勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

(2) 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知

(特定商取引法第34条第1項第5号)

同社は、同社の統括する一連の連鎖販売業を行うに当たり、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人を相手方として、同社が行うウィルフォン賃貸事業に供するため本件商品を同社に対して賃貸することを目的とする本件連鎖販売契約を締結していたところ、実際には、少なくとも平成28年7月から平成30年7月までの間、常に、本件連鎖販売契約を締結した相手方から賃借した本件商品の個数に比べてウィルフォンの第三者への賃貸台数が著しく不足しており、また、同社は、平成30年8月6日時点で合計53万560個の本件商品を本件連鎖販売契約を締結した相手方から賃借していたのに対して、同月末時点で第三者に賃貸しているウィルフォンの台数は9350台であった。それにもかかわらず、同社は、少なくとも平成30年2月頃から同年7月頃までの間、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、故意に当該事実を告げていなかった。

(3) 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知

(特定商取引法第34条第1項第5号)

同社は、同社の統括する一連の連鎖販売業を行うに当たり、同社が行うウィルフォン賃貸事業にとって本件商品が不可欠のものであることを前提に、同社が行うウィルフォン賃貸事業に供するため本件商品を同社に対して賃貸することを目的として、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として本件連鎖販売契約を締結していたところ、実際には、第三者にウィルフォンを賃貸して利用させる方法として、本件商品内のアプリケーションをインストールして賃貸する方法のほか、本件商品を介さずに、アプリケーションの元データをインストールして賃貸する方法があり、ウィルフォン賃貸事業を行うに当たり、本件商品は必ずしも必要ではないにもかかわらず、同社は、遅くとも平成30年2月頃以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、故意に当該事実を告げていなかった。

(4) 契約書面の交付義務違反（特定商取引法第37条第2項）

同社は、遅くとも平成30年6月30日以降、本件連鎖販売契約を締結した場合において、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗等によらないで行う個人に対してその連鎖販売契約の内容を明らかにする書

面を交付していたが、当該書面には次の事項が記載されていなかった。

ア 特定商取引法第40条の2第1項の規定により将来に向かって連鎖販売契約が解除されたときは、同社は、その連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人であって、当該連鎖販売契約を締結した日から1年を経過していない者に限る。以下「連鎖販売加入者」という。）に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額並びに次の（ア）及び（イ）に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと（特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第30条第1項の表第4号口）。

（ア）当該連鎖販売契約に基づき引渡しされた本件商品（特定商取引法第40条の2第2項の規定により本件商品に係る商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下「商品販売契約」という。）が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

（イ）提供された特定利益その他の金品（特定商取引法第40条の2第2項の規定により解除された当該商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

イ 特定商取引法第40条の2第2項の規定により商品販売契約が解除されたときは、同社は、連鎖販売加入者に対し、当該商品販売契約の解除が本件商品の引渡し前である場合にあっては本件商品の販売価格の10分の1に相当する額を超える額、又は本件商品が返還されない場合にあっては本件商品の販売価格に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと（施行規則第30条第1項の表第4号二）。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務違反）

消費者Aは、平成30年2月頃、同社の会員Zから「ランチしない。」と電話で誘われた。その際、Zからは、同社の説明をしたいといったような話は一切なく、Aは、単に昼食をするだけだと思い、都内某所において、Zと会った。昼食中、Aは、Zから「テレビ電話を扱っている会社があるのよ。」などと言われたものの、関心がなかったため、話をよく聞かなかった。昼食を終えた後、Aは、Zから「お茶しない。」と誘われ、都内某所へ向かった。そこには同社

の従業員Ｙがおり、Ａは、ＺからＹの紹介を受けた。その後、Ａは、Ｙから「この商品をウィルでは扱っています。今後携帯と同じくらい、この商品が普及するのではないかと考えています。将来性があると思いませんか。」、「ウィルでは連鎖販売取引を行っており、Ａさんが会員となった後、誰かを紹介しその方が会員になれば紹介料が支払われます。」などと説明を受けた。

後日、Ａは、Ｚと共に、都内某所で開催された同社のセミナーに参加し、同社のマーケティング開発部所属のＸから「ブラジルやハワイではウィルの取り扱い扱っている商品が人気で、借りたい人が多くいる。」などと説明を受けた。

【事例２】（氏名等の明示義務違反）

消費者Ｂは、平成３０年６月上旬、同社の会員Ｗから「旅行に行きましょう。」と誘われた。後日、Ｂは、Ｗらと共に関西・中部地域の某所に所在するホテルへ向かったところ、同社の講演会に参加することになっていた。Ｂは、そのとき初めて、同社の講演会のことを知った。講演会では、同社の会長と称する立場にある者が、同社が非常に儲かっており、羽振りの良い会社だということ、同社のテレビ電話に付ける器具を買った上で、それを同社に貸し出すことで、同社がそれをどこかにリースすることにより、毎月必ず１万円か２万円のリース料が入ってくること、誰かを紹介すればマージンのようなものが入ってくることなどを説明していた。

その後、Ｂは、部屋に戻り、同社のマーケティング開発部所属のＶから本件連鎖販売取引に係る契約書類を渡された。

【事例３】（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知）

消費者Ｃは、平成３０年２月頃、四国・中国地方の某所で開催されたセミナーに参加した。そのセミナーでは、同社のマーケティング開発部所属のＵが、「ウィルフォンのＩＰテレビが海外では人気で、ハワイでレンタルされている。」、「ウィルフォンライセンスパックを約６０万円で購入し、それをウィルにレンタルすれば、ウィルから１個あたり２５００円の支払いがある。」などと説明していたところ、Ｃは、Ｕの説明内容から、本件商品がなければウィルフォンは使用できないと理解した。また、Ｕは、ウィルフォンのレンタル実績について、既存会員から借り受けている本件商品の数と比べ、ウィルフォンの賃貸件数が著しく少ないといった説明や、本件商品がウィルフォン賃貸事業に必要なものではないといった説明はしていなかった。

Ｃは、「仮に、そのような説明があれば、ウィルフォンのレンタル事業自体、成立しないということですから、ウィルとは絶対に契約しません。」、「仮に、ライセンスパックが、ウィルフォンのレンタル事業に必要なものでないと

すれば、ライセンスパックは何の価値もないことになりますし、ウィルフォンのレンタル事業自体が成立しないと思います。ですから、そのような実態があると説明されていれば、やはり、ウィルとは絶対に契約しません。」などと述べている。

【事例４】（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知）

消費者Dは、平成30年5月頃、近畿・中国地方の某所で開催されたセミナーに参加し、同社のマーケティング開発部所属のT又はSから、「ウィルのテレビ電話に入れる機器を1セット59万円くらいで買って、それをウィルにレンタルすると、ウィルが海外のホテルにリースをしてくれる。回収したリース代を投資金額に応じて会員に分配してくれる。」などと説明を受けたが、契約しなかった。それから数日後、Dは、同社の会員Rから呼び出され、出向いたところ、Rから「5月の末が締め切りだから、とりあえず、契約してみないか。」「ライセンスパックが届いてからでもクーリング・オフができるし、迷っているなら、契約した方がいい。」と勧められ、契約を締結した。

また、本件商品について、Dは、T、S及びRの説明内容から、海外のホテルなどに設置されているウィルフォンに、本件商品を差し込むと、ウィルフォンを使用することができるという認識でいた。

Dは、「T、S、Rから、海外のホテルなどのリース先に貸し出されているウィルフォンの台数が、会員が買ったライセンスパックの個数に比べて、著しく少ない台数しかないという説明や、ライセンスパックがなくても、ウィルフォンが使えるという説明は、一切なかった。」「それが本当だとしたら、そもそも、私は契約をしているわけがありませんし、絶対に契約しませんでした。」などと述べている。

【事例５】（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知）

消費者Eは、平成30年7月頃、同社の会員Qと会員Pと共に、都内某所で開催された同社のセミナーに参加した。当該セミナーでは、同社のマーケティング開発部のXが、「ウィルからウィルフォンライセンスパックというものを購入してウィルの会員となり、新規会員を紹介した上その者が会員となれば、ウィルから紹介料が支払われる。」「ウィルでは、ウィルフォンを国内外のホテル等に貸し出す事業をしている。国内外のホテル等にウィルフォンをレンタルしている実績もあり、現在、どんどん需要が増えて、世界中に普及しつつある。」などと説明した。セミナー終了後、Eは契約を締結することにした。

Eは、「Xからウィルフォンのレンタル件数について、既存会員から借り受けているライセンスパックの数と比べ、ウィルフォンのレンタル件数は著

しく少ないという説明は、一切なかった。」「初めから、そのような説明を受けていれば、当然、ウィルと契約はしていません。それは、レンタル料を支払う会員の数に比べ、レンタル件数が著しく少ないということは、会員に支払われるレンタル料の支出元がないに等しく、事業として成り立たないものだからです。」などと述べている。

大倉 満に対する行政処分の概要

1 名宛人

大倉 満（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 30 年 12 月 21 日から平成 32 年 3 月 20 日まで（15 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙 1 のとおり、WILL 株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の「会長」と称せられ、同社の取締役として登記されていないものの、同社に対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

中井 良昇に対する行政処分の概要

1 名宛人

中井 良昇（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 30 年 12 月 21 日から平成 32 年 3 月 20 日まで（15 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙 1 のとおり、WILL 株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本田 欽也に対する行政処分概要

1 名宛人

本田 欽也（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 30 年 12 月 21 日から平成 32 年 3 月 20 日まで（15 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙 1 のとおり、WILL 株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

小池 勝に対する行政処分の概要

1 名宛人

小池 勝（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで（15か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

小林 京子に対する行政処分概要

1 名宛人

小林 京子（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで（15か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

赤崎 達臣に対する行政処分の概要

1 名宛人

赤崎 達臣（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 30 年 12 月 21 日から平成 32 年 3 月 20 日まで（15 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙 1 のとおり、WILL 株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

令和元年 7 月 22 日

特定商取引法違反の訪問販売業者 8 社に対する業務停止命令（24 か月又は 18 か月）及び指示について

○ 消費者庁は、「PRPシステム」と称して、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」といいます。）を、これを購入した相手方から賃借した上で、これに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」といいます。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり36回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」といいます。）を提供している訪問販売業者であるWILL株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中井良昇）（以下「ウィル」といいます。）に対し、令和元年7月19日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき、令和元年7月20日から令和3年7月19日までの24か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件業務停止命令」といいます。）。

また、消費者庁は、併せて、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィルと連携共同して本件役務を提供している訪問販売業者である株式会社LINK（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中井良昇）（以下「リンク」といいます。）、株式会社レセプション（本社：三重県伊賀市、代表取締役：大倉満）（以下「レセプション」といいます。）、ホームセキュリティー株式会社（本社：東京都足立区、代表取締役：小池勝）（以下「ホームセキュリティー」といいます。）、株式会社テレメディカル（本社：三重県伊賀市、代表取締役：嶋上文子）（以下「テレメディカル」といいます。）、株式会社AR（本社：兵庫県宍粟市、代表取締役：杉尾香代子）（以下「AR」といいます。）、株式会社トータル72（本社：香川県高松市、代表取締役：松本哲）（以下「トータル72」といいます。）及び株式会社ピーアールピー（本社：宮崎県宮崎市、代表取締役：赤崎達臣）（以下「ピーアールピー」といいます。）（以下、これら7法人を併せて「ウィルの関連法人」といいます。）に対し、令和元年7月19日、特定商取引法第8条第1項の規定に

基づき、令和元年7月20日から令和3年1月19日までの18か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

○ あわせて、ウィルに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。

① ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月19日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

② ウィルは、前記①の違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

③ ウィルは、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）を締結しているものであるところ、平成31年1月1日から令和元年7月19日までの間にウィル又はウィルの関連法人との間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ウィルに対して本件業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年8月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年8月2日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）本件業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、

あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

- ④ 平成27年度から令和元年度までの年度ごと（令和元年度分については6月末まで）の以下の事項を含むウィルの業務状況について、令和元年9月19日までに消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得た上で、前記③と同一の契約の相手方に対して文書により通知すること。

- (ア) ウィルが販売した本件商品の個数
- (イ) ウィルが賃借した本件商品の個数
- (ウ) ウィルが受け取った本件商品の売上収入の総額
- (エ) ウィルが支払った本件商品の賃借料の総額
- (オ) ウィルが本件商品の運用事業により得た収益の総額

- また、ウィルの関連法人のうち、リンク及びレセプションの2法人に対しては、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、ウィルに対する上記指示事項の①及び②と同様の内容（ただし、各指示事項の履行期限については別紙2及び3参照。）を指示し、ホームセキュリティー、テレメディカル、AR、トータル72及びピーアールピーの5法人に対しては、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、ウィルに対する上記指示事項の①から③までと同様の内容（ただし、指示事項の①及び②の履行期限については別紙4～8参照。）を指示しました。

- 認定した違反行為は、本件役務の内容についての不実告知です。

- 1 ウィルは、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のウィルの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、ウィルは、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当し、このようなウィルがウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、同項に規定する訪問販売に該当します。
- 2 ウィルの関連法人は、ウィルの統率の下、ウィルと連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等の各法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、ウィルの関連法人は、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供

事業者該当し、このようなウィルの関連法人がウィルの統率の下ウィルと連携共同して行う本件役務の提供は、同項に規定する訪問販売に該当します。

- 3 消費者庁が認定したウィル及びウィルの関連法人の違反行為は別紙 1～8 のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙 1)

W I L L 株式会社に対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称 : W I L L 株式会社 (法人番号 5 0 1 1 0 0 1 1 0 7 5 9 6)
- (2) 代 表 者 : 代表取締役 ^{な かい} 中井 ^{よしのり} 良昇
- (3) 所 在 地 : 東京都渋谷区恵比寿南 1 - 1 - 1 0
- (4) 資 本 金 : 9 0 0 0 万円
- (5) 設 立 : 平成 2 7 年 1 0 月 1 日
- (6) 取 引 類 型 : 訪問販売
- (7) サービス名 : 「PRPシステム」
- (8) 提 供 役 務 : 「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ (以下「本件商品」という。) を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業 (以下「本件商品の運用事業」という。) に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を 3 年間にわたり 3 6 回に分けて当該相手方に支払うとされる役務 (以下「PRPシステム」と称するサービス全体を「本件役務」という。)

2 事業概要

W I L L 株式会社 (以下「ウィル」という。) は、ウィルのみで又は株式会社 L I N K (代表取締役中井良昇)、株式会社レセプション (代表取締役大倉満)、ホームセキュリティー株式会社 (代表取締役小池勝)、株式会社テレメディカル (代表取締役嶋上文子)、株式会社 A R (代表取締役杉尾香代子)、株式会社トータル 7 2 (代表取締役松本哲) 及び株式会社ピーアールピー (代表取締役赤崎達臣) (以下、これら 7 法人を併せて「ウィルの関連法人」という。) と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のウィルの営業所等以外の場所において、本件役務を有償で提供する契約 (以下「本件役務提供契約」という。) の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結しているこ

とから、このようなウィルがウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社LINK及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人を新たに設立させるなどした上、同年3月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとに各ウィルの関連法人に担わせている。

以上により、ウィル及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当する。

3 行政処分の内容

（1）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① ウィルの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② ウィルの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ ウィルの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年7月20日から令和3年7月19日まで（24か月間）

（2）指示

ア ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月19日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ ウィルは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ ウィルは、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、本件役務提供契約を締結しているものであるところ、平成31年1月1日から令和元年7月19日までの間にウィル又はウィルの関連法人との間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ウィルに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年8月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年8月2日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

エ 平成27年度から令和元年度までの年度ごと（令和元年度分については6月末まで）の以下の事項を含むウィルの業務状況について、令和元年9月19日までに消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得た上で、前記ウと同一の契約の相手方に対して文書により通知すること。

（ア）ウィルが販売した本件商品の個数

（イ）ウィルが賃借した本件商品の個数

（ウ）ウィルが受け取った本件商品の売上収入の総額

（エ）ウィルが支払った本件商品の賃借料の総額

（オ）ウィルが本件商品の運用事業により得た収益の総額

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

5 処分の原因となる事実

ウィルは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成27年10月1日から令和元年6月6日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約99パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「アプリケーションをね、みなさんの携帯電話の中に、例えば月額200円とか300円で使っていただく。これ課金っていうんですけれど。」「たかが100円とか50円なのに、世界中の人たちがみんなダウンロードすることによって、これが課金のビジネスになっているんですが。」「様々な自分の生活シーンにあわせて、ダウンロードすることによってですね、要はこの事業利益っていうのが上がってくるわけですよ。そういった様々な事業利益ね、弊社に入ってくる事業利益の中から、「レンタルフィーをお支払いしますよというのがPRPの仕組みなんです。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように不実のことを告げている。

6 勧誘事例

【事例1】（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、平成31年1月31日、宮城県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルのマーケティング開発部東日本統括部長は、当該セミナーの参加者に対し、「PRPというね、これは弊社でやっている事業に皆様にご賛同していただくことによって、皆様にね、利益を得ていただくという仕組みになっております。」「AさんがこのPRPにご賛同いただくということになりますと、まず、（中略）ライセンスパックワンセット8個というかたちで、まずAさんにご購入していただくという形になります。」「そうするとこのライセンスパックがAさんの家に8個、ワンセットですから8個が届

きます。届いたライセンスパック、Aさんはどうするかというと、これをすぐウィル株式会社に送り返していただきまして、ここでAさんと弊社ウィル株式会社とで、レンタル契約を結ばさせていただいております。」「このお預かりした8個、これをどうするかというと」、「先ほど言ったアプリケーションをね、みなさんの携帯電話の中に、例えば月額200円とか300円で使ってください。これ課金っていうんですけれど。」、「たかが100円とか50円なのに、世界中の人たちがみんなダウンロードすることによって、これが課金のビジネスになっているんですが。」、「皆さんの携帯電話の中に、例えばカラオケを使いたい方はカラオケをいれる。ウィルモールを使いたい方はウィルモールをいれる、様々な自分の生活シーンにあわせて、ダウンロードすることによってですね、要はこの事業利益っていうのが上がってくるわけですよ。そういった様々な事業利益ね、弊社に入ってくる事業利益の中から、弊社、Aさんに対して、ここですね、1個に対して、2500円ですね。これレンタルフィーですよ。」、「簡単に言うと借り賃ですね。Aさんからお借りしたこの1個に対して2500円のレンタルフィーをお支払いしますよっていうのがこのPRPの仕組みなんです。」、「59万6160円、約60万円で事業をスタートしていただく。そしてAさんは、レンタルフィーというかたちで毎月2万円を36回いただくことができますんで、結果、72万円で終了する。」、「このPRPという仕組みが、お金を稼いでくれます」などと告げ、続いて、ウィルの会長と称せられている者は、セミナー参加者に対し、「カラオケボックス、皆さんのレンタルフィーに結びつく方法として、僕はいま世界中に作っています。」、「ウィルシングっていうアプリケーションをインストールして、月額使用料200円払ったら、タダ。何回来てもタダ。その月額使用料払ったら何度きてもタダ。じゃあ、ってことでインストールします、インストールします、インストールします、インストールしない人は、1時間1000円。」、「一気にウィルシングのインストール数を増やすの。世界中で。そしたら、それが皆さんのレンタルフィーですから。」などと告げた。

【事例2】（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、平成31年3月10日、東京都に所在するホールにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの参加者に対し、「今日はね、PRPシステムの説明会なの。要は簡単に言うとね、皆さん方がPRPに参加すると、どんなメリットがあるかっていうことを皆さんに知ってもらう日。ね。どんな利益が生まれるのかっていうことを正しくご理解いただく日。そして、ね、どんなメリットがあって、利益があって、それ

がしっかり確信いただいた方にP R Pシステムにご参加いただくというための、今日は説明会なんです。」「最低8個でワンセットというライセンスパックを買うことによって、皆様方はP R Pシステムに参加できる。要は、あたしがね、色んな技術職の人をお願いして作ってるI Tの最先端機器を扱うビジネスに、皆さんが参加し利益を上げる。その資格は、この、ね、ライセンスパックという物を買うところから始まるの。」「そして、買ったものを、ね、ウチの会社にお貸しして下さい。これがパーソナルレンタルプロフィット、『P R P』っていう意味なんです。」「皆さんがライセンスパックを買って、貸していただいた。それによって、ウィルが作った中国のテレビ放送、フィリピンのテレビ放送、720度カメラ、そういったもののアプリケーションが、皆様の物として、世界で利用される。その利用料によって、皆さま方には、レンタルフィーが払われる。これがP R Pシステムなんです。」などと告げた。

【事例3】（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、ウィルの関連法人と連携共同して、令和元年6月24日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

(別紙2)

株式会社LINKに対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社LINK（法人番号5011001110402）
- (2) 代 表 者：代表取締役 ^{なか い} 中井 ^{よしのり} 良昇
- (3) 所 在 地：東京都渋谷区恵比寿西二丁目2番9号
- (4) 資 本 金：500万円
- (5) 設 立：平成28年4月6日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRPシステム」
- (8) 提 供 役 務：「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり36回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

株式会社LINK（以下「リンク」という。）は、WILL株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社レセプション（代表取締役大倉満）、ホームセキュリティー株式会社（代表取締役小池勝）、株式会社テレメディカル（代表取締役嶋上文子）、株式会社AR（代表取締役杉尾香代子）、株式会社トータル72（代表取締役松本哲）及び株式会社ピーアールピー（代表取締役赤崎達臣）（以下、これらウィルを除く6法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のリンクの営業所等以外の場所において、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受

け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなリンクがウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていたリンク及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人を新たに設立させるなどした上、同年3月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにリンク及び各ウィルの関連法人に担わせている。

以上により、ウィル、リンク及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当する。

3 行政処分の内容

（1）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① リンクの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② リンクの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ リンクの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

（2）指示

ア リンクは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月19日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ リンクは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、

消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

5 処分の原因となる事実

リンクは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

リンクは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成27年10月1日から令和元年6月6日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約99パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げている。

6 勧誘事例

（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、リンク及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年6月24日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、

「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

株式会社レセプションに対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社レセプション
(法人番号7010701030916)
- (2) 代 表 者：代表取締役 ^{おおくら}大倉 ^{みつる}満
- (3) 所 在 地：三重県伊賀市四十九町1807-1
- (4) 資 本 金：800万円
- (5) 設 立：平成27年5月28日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRPシステム」
- (8) 提 供 役 務：「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり36回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

株式会社レセプション（以下「レセプション」という。）は、WILL株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社LINK（代表取締役中井良昇）、ホームセキュリティー株式会社（代表取締役小池勝）、株式会社テレメディカル（代表取締役嶋上文子）、株式会社AR（代表取締役杉尾香代子）、株式会社トータル72（代表取締役松本哲）及び株式会社ピーアールピー（代表取締役赤崎達臣）（以下、これらウィルを除く6法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のレセプションの営業所等以外の場所にお

いて、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなレセプションがウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社LINK及びレセプションを除くウィルの関連法人を新たに設立させるなどした上、同年3月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにレセプション及び各ウィルの関連法人に担わせている。

以上により、ウィル、レセプション及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当する。

3 行政処分の内容

（1）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① レセプションの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② レセプションの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ レセプションの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

（2）指示

ア レセプションは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月19日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ レセプションは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開する１か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

5 処分の原因となる事実

レセプションは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）役務の内容についての不実告知（特定商取引法第６条第１項第１号）

レセプションは、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成２７年１０月１日から令和元年６月６日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約９９パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に３６回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げている。

6 勧誘事例

（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、レセプション及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年６月２４日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について

勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

ホームセキュリティー株式会社に対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：ホームセキュリティー株式会社
(法人番号7011801035813)
- (2) 代 表 者：代表取締役 こいけ まさる 小池 勝
- (3) 所 在 地：東京都足立区綾瀬2-23-3
- (4) 資 本 金：800万円
- (5) 設 立：平成31年2月28日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRPシステム」
- (8) 提供役務：「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり36回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

ホームセキュリティー株式会社（以下「ホームセキュリティー」という。）は、WILL株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社LINK（代表取締役中井良昇）、株式会社レセプション（代表取締役大倉満）、株式会社テレメディカル（代表取締役嶋上文子）、株式会社AR（代表取締役杉尾香代子）、株式会社トータル72（代表取締役松本哲）及び株式会社ピーアールピー（代表取締役赤崎達臣）（以下、これらウィルを除く6法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のホームセキュリティーの営業所

等以外の場所において、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなホームセキュリティがウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成３１年１月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社ＬＩＮＫ及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人及びホームセキュリティを新たに設立させるなどした上、同年３月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにホームセキュリティ及びウィルの関連法人にそれぞれ担わせている。

以上により、ウィル、ホームセキュリティ及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第２条第１項第１号に規定する役務提供事業者該当する。

３ 行政処分の内容

（１）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① ホームセキュリティの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② ホームセキュリティの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ ホームセキュリティの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年７月２０日から令和３年１月１９日まで（１８か月間）

（２）指示

ア ホームセキュリティは、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第６条第１項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結

果について、令和元年８月１９日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ ホームセキュリティは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開する１か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ ホームセキュリティは、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、本件役務提供契約を締結していたものであるところ、平成３１年３月１日から令和元年７月１９日までの間にホームセキュリティとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ホームセキュリティに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年８月１９日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年８月２日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）ホームセキュリティは、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

４ 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

５ 処分の原因となる事実

ホームセキュリティは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著

しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

ホームセキュリティは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成27年10月1日から令和元年6月6日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約99パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのよう

6 勧誘事例

(役務の内容についての不実告知)

ウィルは、ホームセキュリティ及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年6月24日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

株式会社テレメディカルに対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社テレメディカル
(法人番号1190001026215)
- (2) 代 表 者：代表取締役 ^{しまがみ} 嶋上 ^{あやこ} 文子
- (3) 所 在 地：三重県伊賀市生疏里3131番地の4
- (4) 資 本 金：800万円
- (5) 設 立：平成31年2月25日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRPシステム」
- (8) 提 供 役 務：「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり36回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

株式会社テレメディカル（以下「テレメディカル」という。）は、WILL株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社LINK（代表取締役中井良昇）、株式会社レセプション（代表取締役大倉満）、ホームセキュリティ株式会社（代表取締役小池勝）、株式会社AR（代表取締役杉尾香代子）、株式会社トータル72（代表取締役松本哲）及び株式会社ピーアールピー（代表取締役赤崎達臣）（以下、これらウィルを除く6法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のテレメディカルの営業所等以外の場所に

において、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなテレメディカルがウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社LINK及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人及びテレメディカルを新たに設立させるなどした上、同年3月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにテレメディカル及びウィルの関連法人にそれぞれ担わせている。

以上により、ウィル、テレメディカル及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当する。

3 行政処分の内容

（1）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① テレメディカルの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② テレメディカルの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ テレメディカルの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

（2）指示

ア テレメディカルは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月19日までに、消費者庁長官宛てに文書により報

告すること。

イ テレメディカルは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開する１か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ テレメディカルは、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、本件役務提供契約を締結していたものであるところ、平成３１年３月１日から令和元年７月１９日までの間にテレメディカルとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、テレメディカルに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年８月１９日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年８月２日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）テレメディカルは、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

5 処分の原因となる事実

テレメディカルは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

テレメディカルは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成27年10月1日から令和元年6月6日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約99パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げている。

6 勧誘事例

（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、テレメディカル及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年6月24日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

株式会社A Rに対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社A R
(法人番号4 1 2 0 0 0 1 2 1 9 2 9 2)
- (2) 代 表 者：代表取締役 ^{すぎお} 杉尾 ^{かよこ} 香代子
- (3) 所 在 地：兵庫県宍粟市山崎町宇野3 4 6 番地
- (4) 資 本 金：8 0 0 万円
- (5) 設 立：平成3 1 年2 月2 6 日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRPシステム」
- (8) 提供役務：「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり3 6 回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

株式会社A R（以下「A R」という。）は、W I L L 株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社L I N K（代表取締役中井良昇）、株式会社レセプション（代表取締役大倉満）、ホームセキュリティ株式会社（代表取締役小池勝）、株式会社テレメディカル（代表取締役嶋上文子）、株式会社トータル7 2（代表取締役松本哲）及び株式会社ピーアールピー（代表取締役赤崎達臣）（以下、これらウィルを除く6 法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のA Rの営業所等以外の場所において、本件役務を有

償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなＡＲがウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成３１年１月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者を含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社ＬＩＮＫ及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人及びＡＲを新たに設立させるなどした上、同年３月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにＡＲ及びウィルの関連法人にそれぞれ担わせている。

以上により、ウィル、ＡＲ及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第２条第１項第１号に規定する役務提供事業者 に該当する。

３ 行政処分の内容

（１）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① ＡＲの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② ＡＲの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ ＡＲの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年７月２０日から令和３年１月１９日まで（１８か月間）

（２）指示

ア ＡＲは、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第６条第１項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年８月１９日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ ＡＲは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開する１か月前までに、消費

者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ ARは、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、本件役務提供契約を締結していたものであるところ、平成31年3月1日から令和元年7月19日までの間にARとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ARに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年8月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年8月2日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）ARは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

5 処分の原因となる事実

ARは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

ARは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘

をするに際し、ウィルが設立された平成２７年１０月１日から令和元年６月６日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約９９パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に３６回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げている。

６ 勧誘事例

（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、ＡＲ及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年６月２４日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に３６回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

(別紙 7)

株式会社トータル72に対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社トータル72
(法人番号9470001017293)
- (2) 代 表 者：代表取締役 ^{まつもと} 松本 ^{さとる} 哲
- (3) 所 在 地：香川県高松市福岡町二丁目9番1ー801号スカイハイツ
玉藻
- (4) 資 本 金：800万円
- (5) 設 立：平成31年2月27日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRPシステム」
- (8) 提 供 役 務：「PRPシステム」と称する、IP電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型USBメモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を3年間にわたり36回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

株式会社トータル72（以下「トータル72」という。）は、WILL株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社LINK（代表取締役中井良昇）、株式会社レセプション（代表取締役大倉満）、ホームセキュリティー株式会社（代表取締役小池勝）、株式会社テレメディカル（代表取締役嶋上文子）、株式会社AR（代表取締役杉尾香代子）及び株式会社ピーアールピー（代表取締役赤崎達臣）（以下、これらウィルを除く6法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同し

て、ホテルのセミナー会場、飲食店等のトータル７２の営業所等以外の場所において、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなトータル７２がウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連会社と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成３１年１月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社ＬＩＮＫ及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人及びトータル７２を新たに設立させるなどした上、同年３月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにトータル７２及びウィルの関連法人にそれぞれ担わせている。

以上により、ウィル、トータル７２及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第２条第１項第１号に規定する役務提供事業者該当する。

３ 行政処分の内容

（１）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① トータル７２の行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② トータル７２の行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ トータル７２の行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年７月２０日から令和３年１月１９日まで（１８か月間）

（２）指示

ア トータル７２は、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第６条第１項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年８月１９日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告す

ること。

イ トータル７２は、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開する１か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ トータル７２は、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、本件役務提供契約を締結していたものであるところ、平成３１年３月１日から令和元年７月１９日までの間にトータル７２との間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、トータル７２に対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年８月１９日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年８月２日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）トータル７２は、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

5 処分の原因となる事実

トータル７２は、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

トータル72は、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成27年10月1日から令和元年6月6日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約99パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げている。

6 勧誘事例

（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、トータル72及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年6月24日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

株式会社ピーアールピーに対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社ピーアールピー
(法人番号 6350001015675)
- (2) 代 表 者：代表取締役 ^{あかさき}赤崎 ^{たつおみ}達臣
- (3) 所 在 地：宮崎県宮崎市大淀三丁目 5 番 2 8 号
- (4) 資 本 金：800 万円
- (5) 設 立：平成 31 年 2 月 22 日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売
- (7) サービス名：「PRP システム」
- (8) 提 供 役 務：「PRP システム」と称する、IP 電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ（以下「本件商品」という。）を、これを購入した相手方から賃借した上でこれに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業（以下「本件商品の運用事業」という。）に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を 3 年間にわたり 36 回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRP システム」と称するシステム全体を「本件役務」という。）

2 事業概要

株式会社ピーアールピー（以下「ピーアールピー」という。）は、WILL 株式会社（代表取締役中井良昇）（以下「ウィル」という。）の統率の下、ウィル、株式会社 L I N K（代表取締役中井良昇）、株式会社レセプション（代表取締役大倉満）、ホームセキュリティ株式会社（代表取締役小池勝）、株式会社テレメディカル（代表取締役嶋上文子）、株式会社 A R（代表取締役杉尾香代子）及び株式会社トータル 7 2（代表取締役松本哲）（以下、これらウィルを除く 6 法人を併せて「ウィルの関連法人」という。）と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のピーアールピーの営業所等以外の場所に

において、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなピーアールピーがウィルの統率の下ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

ウィルは、遅くとも平成31年1月以降、ウィルのみで訪問販売に係る本件役務提供の事業を行っていたが、その後、ウィルの取締役（取締役として登記されていないものの、社内で取締役と呼称されていた者も含む。）であった者に、既に設立されていた株式会社LINK及び株式会社レセプションを除くウィルの関連法人及びピーアールピーを新たに設立させるなどした上、同年3月以降は、当該事業を、ウィルの統率の下、各事業部門ごとにピーアールピー及びウィルの関連法人にそれぞれ担わせている。

以上により、ウィル、ピーアールピー及びウィルの関連法人は、それぞれ、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当する。

3 行政処分の内容

（1）業務停止命令

ア 内容

訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① ピーアールピーの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② ピーアールピーの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ ピーアールピーの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ 業務停止命令の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

（2）指示

ア ピーアールピーは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月19日までに、消費者庁長官宛てに文書により報

告すること。

イ ピーアールピーは、前記アの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開する１か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ ピーアールピーは、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、本件役務提供契約を締結していたものであるところ、平成３１年３月１日から令和元年７月１９日までの間にピーアールピーとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ピーアールピーに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和元年８月１９日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。なお、令和元年８月２日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）ピーアールピーは、平成３１年３月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払っており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、あたかも、本件役務提供契約に基づき支払われる本件商品の賃借料は、本件商品の運用事業により得られた収益から支払われるかのように告げていたこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

5 処分の原因となる事実

ピーアールピーは、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容についての不実告知（特定商取引法第6条第1項第1号）

ピーアールピーは、平成31年3月以降、ウィルの統率の下、ウィル及びウィルの関連法人と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、ウィルが設立された平成27年10月1日から令和元年6月6日までの間、いずれの会計年度においても、ウィルの総売上高の約99パーセントを本件商品の販売による売上げが占めており、実際には、本件商品の賃借料のほとんど全てを本件商品の売上収入から支払い、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないにもかかわらず、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げている。

6 勧誘事例

（役務の内容についての不実告知）

ウィルは、ピーアールピー及びウィルの関連法人と連携共同して、令和元年6月24日、大分県に所在するホテルにおいて本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのセミナーを開催したところ、当該セミナーにおいて、ウィルの会長と称せられている者は、当該セミナーの司会者から「株式会社ワールドイノベーションラブオールの会長」と紹介された上で、当該セミナーの参加者に対し、「カラオケや海外のテレビを視聴できるアプリケーションが入ったウィルフォンというテレビ電話をハワイ等のホテルに貸し出していて、利用料が支払われている。」、「カラオケやテレビを視聴できるアプリケーションは、海外の人に人気があり、利用者からは利用料が支払われている。」、「アプリケーションが入ったライセンスパックを買って、それを貸してくれば、その中のアプリケーションを運用し、利用者が支払った利用料から、皆様方に36回レンタルフィーを支払う。」などと告げた。

令和元年 8 月 6 日

特定商取引法違反の訪問販売業者の代表取締役等 7 名 に対する業務禁止命令（24 か月又は 18 か月）について

○ 消費者庁は、令和元年 7 月 22 日付け公表資料※のとおり、令和元年 7 月 19 日、WILL 株式会社ほか 7 社に対し、24 か月間又は 18 か月間の業務停止命令を行ったところ、今般、WILL 株式会社ほか 7 社の代表取締役等に対して、次のとおり、業務の禁止を命じました。

（※）https://www.caa.go.jp/notice/assets/release_190722_0001.pdf 参照。

○ 消費者庁は、令和元年 7 月 19 日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、「PRP システム」と称して、IP 電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ（以下「本件商品」といいます。）を、これを購入した相手方から賃借した上で、これに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を 3 年間にわたり 36 回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRP システム」と称するシステム全体を「本件役務」といいます。）を提供している訪問販売業者である WILL 株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中井良昇）（以下「ウィル」といいます。）に対し、令和元年 7 月 20 日から令和 3 年 7 月 19 日までの 24 か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

また、消費者庁は、令和元年 7 月 19 日、ウィルの統率の下、ウィルと連携共同して訪問販売をしていた訪問販売業者である株式会社 LINK（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中井良昇）、株式会社レセプション（本社：三重県伊賀市、代表取締役：大倉満）、ホームセキュリティー株式会社（本社：東京都足立区、代表取締役：小池勝）（以下「ホームセキュリティー」といいます。）、株式会社テレメディカル（本社：三重県伊賀市、代表取締

役：嶋上文子）（以下「テレメディカル」といいます。）、株式会社ＡＲ（本社：兵庫県宍粟市、代表取締役：杉尾香代子）（以下「ＡＲ」といいます。）、株式会社トータル７２（本社：香川県高松市、代表取締役：松本哲）（以下「トータル７２」といいます。）及び株式会社ピーアールピー（本社：宮崎県宮崎市、代表取締役：赤崎達臣）（以下「ピーアールピー」といいます。）（以下、これら７法人を併せて「ウィルの関連法人」といいます。）に対し、令和元年７月２０日から令和３年１月１９日までの１８か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

- さらに、消費者庁は、本日までに、ウィルの「会長」と称せられている大倉満及びウィルの代表取締役中井良昇に対し、特定商取引法第８条の２第１項の規定に基づき、令和元年７月２０日から令和３年７月１９日までの２４か月間、ウィルに対して訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 加えて、消費者庁は、本日までに、ホームセキュリティーの代表取締役小池勝、テレメディカルの代表取締役嶋上文子、ＡＲの代表取締役杉尾香代子、トータル７２の代表取締役松本哲及びピーアールピーの代表取締役赤崎達臣に対し、特定商取引法第８条の２第１項の規定に基づき、令和元年７月２０日から令和３年１月１９日までの１８か月間、各法人に対して訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 業務禁止命令の詳細は、別紙１～７のとおりです。

- １ ウィルは、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のウィルの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、ウィルは、特定商取引法第２条第１項第１号に規定する役務提供事業者に該当し、このようなウィルがウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、同項に規定する訪問販売に該当します。

- 2 ウィルの関連法人は、ウィルの統率の下、ウィルと連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等の各法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、ウィルの関連法人は、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当し、このようなウィルの関連法人がウィルの統率の下ウィルと連携共同して行う本件役務の提供は、同項に規定する訪問販売に該当します。
- 3 消費者庁がウィル及びウィルの関連法人に対して行った業務停止命令の内容については、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」のとおりです。
- 4 ウィルの「会長」と称せられている大倉満は、ウィルの取締役として登記されていないものの、ウィルに対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、ウィルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当します。
- また、ウィルの代表取締役中井良昇、ホームセキュリティーの代表取締役小池勝、テレメディカルの代表取締役嶋上文子、ARの代表取締役杉尾香代子、トータル72の代表取締役松本哲及びピーアールピーの代表取締役赤崎達臣は、ウィル又はウィルの関連法人の役員であり、かつ、ウィル又はウィルの関連法人が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当します。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

大倉 満に対する行政処分の概要

1 名宛人

おおくら みつる
大倉 満 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年7月19日まで（24か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「ウィル」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ウィルが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ウィルの「会長」と称せられ、ウィルの取締役として登記されていないものの、ウィルに対し、取締役と同様以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する

法律施行規則第 7 条の 2 に規定する同法第 8 条第 1 項の規定によりウィルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

中井 良昇に対する行政処分概要

1 名宛人

な かい よしのり
中井 良昇（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年7月19日まで（24か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「ウィル」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ウィルが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ウィルの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりウィルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

小池 勝に対する行政処分の概要

1 名宛人

こいけ まさる
小池 勝 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙4のとおり、ホームセキリティ株式会社（以下「ホームセキリティ」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ホームセキリティが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ホームセキリティの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりホームセキリティが停止を

命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

嶋上 文子に対する行政処分概要

1 名宛人

しまがみ あやこ
嶋上 文子（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年 7 月 20 日から令和 3 年 1 月 19 日まで（18 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年 7 月 22 日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者 8 社に対する業務停止命令（24 か月又は 18 か月）及び指示について」別紙 5 のとおり、株式会社テレメディカル（以下「テレメディカル」という。）に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、テレメディカルが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、テレメディカルの役員であり、かつ、特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第 7 条の 2 に規定する同法第 8 条第 1 項の規定によりテレメディカルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

杉尾 香代子に対する行政処分の概要

1 名宛人

すぎお かよこ
杉尾 香代子（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙6のとおり、株式会社AR（以下「AR」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ARが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ARの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりARが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

松本 哲に対する行政処分の概要

1 名宛人

まつもと さとる
松本 哲 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙7のとおり、株式会社トータル72（以下「トータル72」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、トータル72が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、トータル72の役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりトータル72が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

赤崎 達臣に対する行政処分概要

1 名宛人

あかさき たつおみ
赤崎 達臣（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年 7 月 20 日から令和 3 年 1 月 19 日まで（18 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年 7 月 22 日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者 8 社に対する業務停止命令（24 か月又は 18 か月）及び指示について」別紙 8 のとおり、株式会社ピーアールピー（以下「ピーアールピー」という。）に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、ピーアールピーが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ピーアールピーの役員であり、かつ、特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第 7 条の 2 に規定する同法第 8 条第 1 項の規定によりピーアールピーが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。